2　3歳未満の乳幼児に対して処方を行った場合は、乳幼児加算として、処方箋の交付1回につき3点を所定点数に加算する。
3　診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して処方箋を交付した場合は、特定疾患処方管理加算1として、月2回に限り処方箋の交付1回につき18点を所定点数に加算する。
4　診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方を行った場合は、特定疾患処方管理加算2として、月1回に限り1処方につき66点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一月に注3の加算は算定できない。
5　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤に係る処方箋を交付した場合は、抗悪性腫瘍剤処方管理加算として、月1回に限り、処方箋の交付1回につき70点を所定点数に加算する。
6　薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。
イ　一般名処方加算1　6点
ロ　一般名処方加算2　4点

第6節　調剤技術基本料

区分
Ｆ５００　調剤技術基本料
1　入院中の患者に投薬を行った場合　42点
2　その他の患者に投薬を行った場合　8点
注1　薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）に算定する。
2　同一の患者につき同一月内に調剤技術基本料を算定すべき投薬を2回以上行った場合においては、調剤技術基本料は月1回に限り算定する。
3　1において、調剤を院内製剤の上行った場合は、院内製剤加算として、10点を所定点数に加算する。
4　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料又は区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定できない。

第6部　注射

通則
1　注射の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
2　注射に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
3　生物学的製剤注射を行った場合は、生物学的製剤注射加算として、15点を前2号により算定した点数に加算する。
4　精密持続点滴注射を行った場合は、精密持続点滴注射加算として、1日につき80点を前3号により算定した点数に加算する。
5　注射に当たって、麻薬を使用した場合は、麻薬注射加算として、5点を前各号により算定した点数に加算する。
6　区分番号Ｇ００１に掲げる静脈内注射、Ｇ００２に掲げる動脈注射、Ｇ００３に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、Ｇ００４に掲げる点滴注射、Ｇ００５に掲げる中心静脈注射又はＧ００６に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。
イ　外来化学療法加算1
⑴　外来化学療法加算Ａ
①　15歳未満　820点
②　15歳以上　600点
⑵　外来化学療法加算Ｂ
①　15歳未満　670点
②　15歳以上　450点
ロ　外来化学療法加算2
⑴　外来化学療法加算Ａ
①　15歳未満　740点
②　15歳以上　470点
⑵　外来化学療法加算Ｂ
①　15歳未満　640点
②　15歳以上　370点
7　第1節に掲げられていない注射であって簡単なものの費用は、第2節の各区分の所定点数のみにより算定する。
8　注射に伴って行った反応試験の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれる。

第1節　注射料

通則
注射料は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款　注射実施料

区分
Ｇ０００　皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき）　20点
注　入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。
Ｇ００１　静脈内注射（1回につき）　32点
注1　入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。
2　6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、45点を所定点数に加算する。
3　区分番号Ｃ００５に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料又は区分番号Ｃ００５－2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定する日に併せて行った静脈内注射の費用は算定できない。
Ｇ００２　動脈注射（1日につき）
1　内臓の場合　155点
2　その他の場合　45点
Ｇ００３　抗悪性腫瘍剤局所持続注入（1日につき）　165点
注　皮下植込型カテーテルアクセス等を用いて抗悪性腫瘍剤を動脈内又は静脈内に局所持続注入した場合に算定する。
Ｇ００４　点滴注射（1日につき）
1　6歳未満の乳幼児に対するもの（1日分の注射量が100mＬ以上の場合）　98点
2　1に掲げる者以外の者に対するもの（1日分の注射量が500mＬ以上の場合）　97点
3　その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。）　49点
注1　点滴に係る管理に要する費用は、所定点数に含まれる。
2　6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、45点を所定点数に加算する。